

第八管区海上保安本部総務部情報通信課

仕様書

1 件名

交通誘導警備（情報通信課）

2 仕様

(1) 概要

第八管区海上保安本部が開催するイベント会場である京都府舞鶴西港第3ふ頭、同ふ頭周辺道路及び舞鶴港湾合同庁舎の車両及び歩行者の交通誘導を行い、円滑な交通と安全を確保するものである。

(2) 警備員数

14名程度（交代要員含む）

※上記人数は概算であり、実際の人数は交通誘導警備を安全に実施するための必要人数を受注者にて判断し、監督職員の下承を得ること。

(3) 実施内容

① 京都府舞鶴西港第3ふ頭内に、イベント来場者が安全に駐車するための区画をカラーコーン、コーンバー等により駐車区域（別図1参照）を設定するほか、入場車両の各駐車枠をライン引き等で明確にし、警備実施完了後は原状回復するものとする。（ライン引きの石灰は残したままで可とする。）

② 京都府舞鶴西港第3ふ頭内、同ふ頭周辺道路及び舞鶴港湾合同庁舎に交通誘導警備員を別図1及び別図2のとおり配置し、警備実施場所へ入出場する車両及び歩行者の安全な交通誘導、駐車場内の整理・誘導を行う。

(4) 資材

受注者にて以下の資材を手配し京都府舞鶴西港第3ふ頭内及び同ふ頭周辺に設置すること。

① カラーコーン	550個
② コーンバー	500本
③ 矢印板	13個
④ 場内案内表示（駐車場入り口、歩行者注意等）	1式

3 履行場所

〒624-0946

舞鶴西港第3ふ頭及び周辺道路、舞鶴港湾合同庁舎

4 実施年月日及び時間

駐車区画設営

令和8月10月23日（金）～同月24日（土）までの間に実施
警備実施

令和8年10月25日（日）午前7時30分から午後4時00分まで

5 履行期限

令和8年10月30日

※上記期限は警備実施期間には該当せず、検査完了までの書類手続きの期間として設けるもの。

6 検査

履行完了後、検査職員の検査を受けること。

7 支払条件等

検査合格後、一括払い

官署支出官 第八管区海上保安本部総務部長あて請求書を提出すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議しその指示に従うこと。
- (2) 契約締結後、監督職員の指定する回数分履行場所での現地打ち合わせに対応すること。
- (3) 契約締結後、履行日等について監督職員へ連絡すること。
- (4) 本作業にあたり、必要となる物品等は受注者手配として、付随的に生じた作業は、受注金額の範囲内で完全に施行すること。
- (5) 受注者の過失により当庁財産を損傷、亡失等したときは、速やかに監督職員に報告し、受注者の責により弁償すること。
- (6) 使用部品その他は、監督職員の指示を受け使用すること。
- (7) 警備員が実施する交通誘導により交通事故等が発生した場合は受注者の責任において適切に対処すること。
- (8) 履行に際し、知り得た事実については、他に漏洩してはならない。
- (9) 中止の場合は監督職員から連絡を行うものとし、当庁都合によるキャンセルの場合は、協議の上キャンセル料を支払うものとする。

9 仕様に関する問合せ先

第八管区海上保安本部 総務部 情報通信課 中本

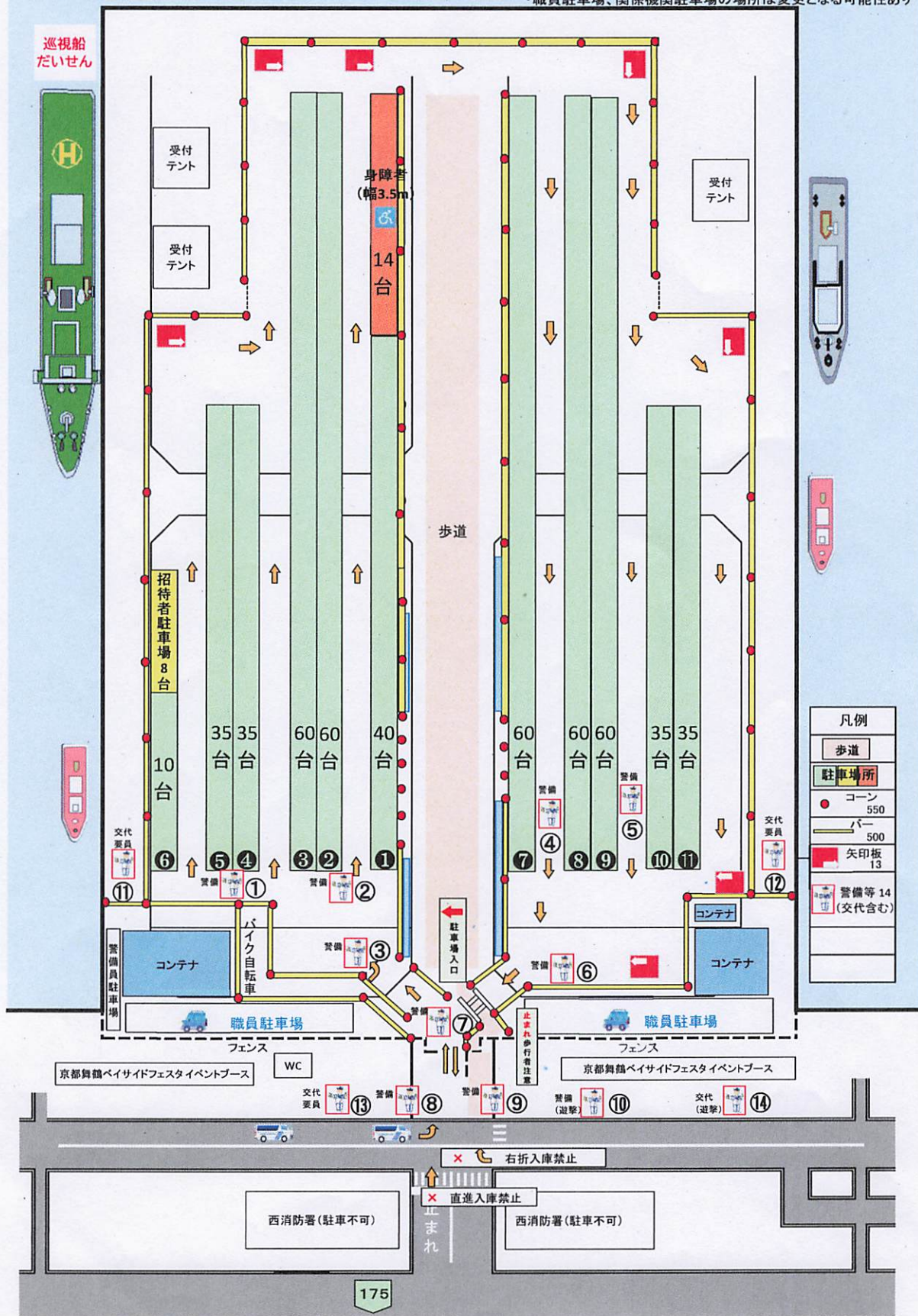
0773-76-4100（代表）（内線：2411）

第3埠頭

交通誘導警備員配置図（一例）

N 別図1

・バイク・自転車置場は受注者の判断により適宜の場所に設置
・職員駐車場、関係機関駐車場の場所は変更となる可能性あり



舞鶴港湾合同庁舎駐車場 配置図(第3ふ頭駐車場の混み具合により適宜誘導)

